

別表

項番	a. 試験区分（3（1）関係）	b. 試験区分（3（2）関係）	c. 業務区分（5（1）関係）
1	自動車運送業分野特定技能1号評価試験（トラック）及び第一種運転免許	ア 国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験（N4以上） イ そのほか、日本語教育の参照枠のA2相当以上の水準と認められるもの	事業用自動車（トラック）の運転、運転に付随する業務全般
2	自動車運送業分野特定技能1号評価試験（タクシー）及び第二種運転免許	ア 日本語能力試験（N3以上） イ そのほか、日本語教育の参照枠のB1相当以上の水準と認められるもの	事業用自動車（タクシー）の運転、運転に付随する業務全般
3	自動車運送業分野特定技能1号評価試験（バス）及び第二種運転免許	ア 日本語能力試験（N3以上） イ そのほか、日本語教育の参照枠のB1相当以上の水準と認められるもの	事業用自動車（バス）の運転、運転に付随する業務全般